入　札　説　明　書

１　入札に付する事項

⑴　件名

　　ＴｏｍａｓＦｏｒｃｅＯＣＲスキャナ・管理端末等賃貸借

⑵　数量及び仕様等

　　別紙仕様書のとおり

⑶　納入期限

　　別紙仕様書のとおり

⑷　納入場所

　　別紙仕様書のとおり

⑸　借入期間　令和９年１月１日から令和１３年１２月３１日まで

　　なお、令和９年度以降において、当該物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

　入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

⑴　製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和７年鳥取市告示第３９２号。以下「告示」という。）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が別表に定める「リース・レンタル」の「その他賃貸」に登録されている者であること。

⑵　公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成２５年４月１日制定）第３条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

⑶　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

⑷　公告の日から入札（開札）の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

⑸　日本国内に本社、営業所等を有する者であること。ただし、営業所等の場合は、当該営業所等の代表者等が受任者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。

３　入札説明書、仕様書等に対する質問等

⑴　入札説明書、仕様書等に対する質問

　　質問は、令和８年１１月４日の午後３時までに質問書（別紙１）をファクシミリで送信して行うこと。回答は、同月５日の午後３時までに鳥取市公式ウェブサイト(https://www.city.tottori.lg.jp)に掲示する。

⑵　質問書の送信先

　　鳥取市総務部検査契約課　ファクシミリ　０８５７－２０－３９４８

４　入札方法等

⑴　入札は郵便によるものとし、持参によるものは認めない。

⑵　郵送方法は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによること。

⑶　宛先は、〒６８０－８７９９　日本郵便株式会社　鳥取中央郵便局留　鳥取市総務部検査契約課行とすること。

⑷　郵送開始日は、令和８年１１月２日とする。

⑸　到着期限は、令和８年１１月８日（必着）とする。

⑹　入札書は別紙３を使用し、入札金額には月額を記入すること。

⑺　入札書は、封筒（長型３号程度の大きさ）に入れ封印し、封筒表面にはこの入札に係る開札日、件名を記入して、「入札書在中」と朱書きし、封筒裏面には入札者の住所、商号又は名称を記入して郵送すること。記載例は別紙２のとおり。また、この入札に係る入札書以外の入札書を同封して郵送した場合、無効となるので注意すること。

⑻　代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。委任状は別紙４を使用し、その提出に当たっては、前号に規定する封筒に同封すること。なお、本社の代表者又は受任者（本社の代表者から入札の権限を委任された者として鳥取市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者に限る）が入札する場合は、委任状の提出は不要である。

⑼　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑽　入札者は、入札書の記載事項について抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該抹消等をした箇所に押印すること。ただし、入札金額は改めることはできない。

⑾　入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

⑿　入札者は、入札に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）その他の法令に抵触する行為を行ってはならない。

⒀　入札者は、入札後、入札説明書、仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

５　入札（開札）の場所及び日時等

⑴　場所　鳥取市幸町７１番地　鳥取市役所本庁舎４階会議室４－２

⑵　日時　令和８年１１月９日　午後２時００分

⑶　立会　入札者は入札（開札）に立ち会うことができる。

６　無効となる入札の範囲

次に掲げる入札は、無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

⑵　鳥取市契約規則（昭和３９年鳥取市規則第３号）、本件に係る公告、入札説明書又は仕様書に記載する条件に違反した入札

⑶　同一の入札において同一人が複数の入札書を提出した入札

⑷　入札書の金額、氏名、印影、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

⑸　記名押印のない入札

⑹　委任状を提出しない代理人のした入札
⑺　同一の入札において他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札
⑻　指定された方法以外の方法で提出された入札
⑼　指定された期日に指定された場所に到着しない入札
⑽　その他、入札執行者が無効と認めた入札

７　入札の辞退
入札書郵送後に入札を辞退する場合は、５の入札（開札）の開始までに入札辞退届を鳥取市総務部検査契約課（鳥取市幸町７１番地　鳥取市役所本庁舎４階）に提出しなければならない。

８　落札候補者
⑴　落札候補者の決定
鳥取市契約規則第１１条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。
⑵　落札候補者となるべき入札者が２名以上の場合は、別に指定する日時及び場所において、くじにより落札候補者を決定する。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。
⑶　入札参加資格確認申請書の提出
落札候補者は、別に指定する日までに入札参加資格確認申請書（別紙５）を鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。入札参加資格確認申請書を提出しない落札候補者のした入札は無効とする。

９　落札者の決定
⑴　入札参加資格確認申請書により入札参加資格要件を満たしている場合には、落札候補者を落札者とする。
⑵　落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格要件の審査を行うものとし、以後落札者の決定まで同様とする。

10　再度の入札
⑴　予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、別に指定する日時及び場所において、再度の入札に付するものとする。
⑵　入札回数は、１回目の入札（開札）を含めて３回を限度とする。
⑶　再度の入札において前回入札時の最低金額以上の入札を行った者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

11　その他
⑴　入札保証金　免除
⑵　契約保証金　免除
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意志が無いと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止める

ことがある。

問い合わせ先　鳥取市総務部検査契約課
電話：０８５７－３０－８１２１
ファクシミリ：０８５７－２０－３９４８

別紙１

質　問　書

件　　名	ＴｏｍａｓＦｏｒｃｅＯＣＲスキャナ・管理端末等賃貸借
公　告　日	令和８年１０月２６日
質問者名	会 社 名： 代表者名： 連 絡 先：電話　　ﾌｧｸｼﾐﾘ 質 問 者：
提出年月日	令和　　年　　月　　日
質問事項	

別紙２

郵送用封筒記載例

【封筒表面】

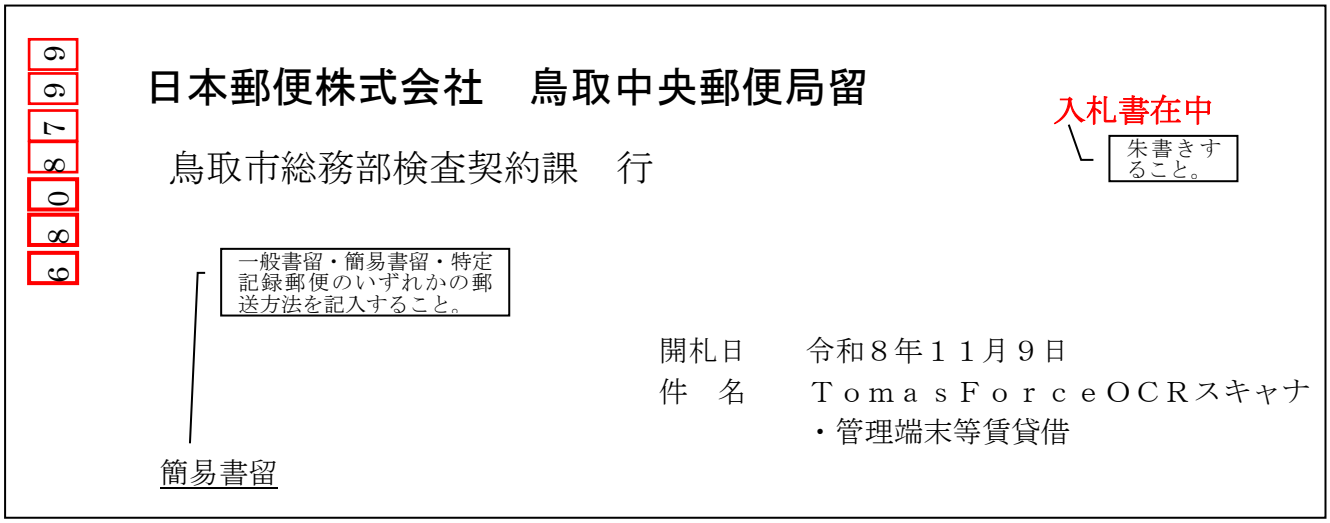

【封筒裏面】

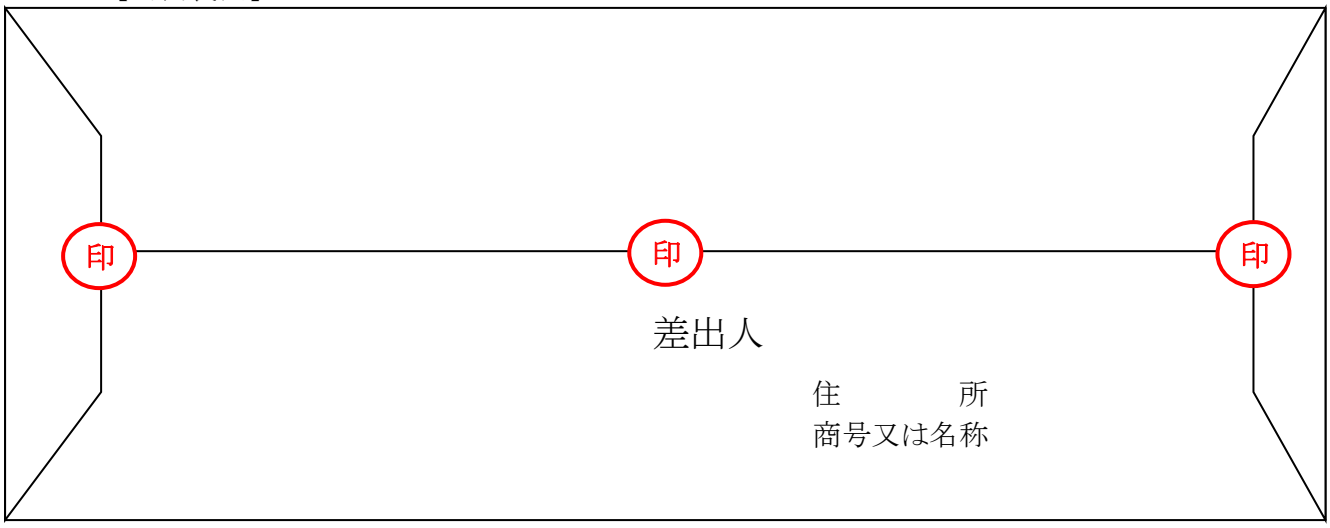

※封筒は、長型３号（120×235㎜）程度の大きさで中身が透けて見えないものを使用すること。

※差出人は入札者の住所、商号又は名称を記入すること。

別紙３

入　　札　　書　(第　回)

鳥取市長　深澤　義彦　　様

鳥取市契約規則(昭和３９年鳥取市規則第３号)、入札説明書、仕様書等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

入札者　住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

代理人　住　　所

氏　　名　　印

件　　名	ＴｏｍａｓＦｏｒｃｅＯＣＲスキャナ・管理端末等賃貸借
入札金額	金　　円

※　入札金額は、消費税抜きの月額を記入すること。

別紙４

委　　任　　状

鳥取市長　深澤　義彦　　様

私は、住所　　氏名　　を代理人

と定め、次の入札（見積）に係る一切の権限を委任します。

令和　　年　　月　　日

委任者　住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　印

受任者　住　　所

氏　　名　　印

件名	ＴｏｍａｓＦｏｒｃｅＯＣＲスキャナ・管理端末等賃貸借

別紙５

入札参加資格確認申請書

令和　　年　　月　　日

鳥取市長　深澤　義彦　様

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印

件　　名：ＴｏｍａｓＦｏｒｃｅＯＣＲスキャナ・管理端末等賃貸借

公 告 日：令和８年１０月２６日

私は、上記の入札に係る公告の「２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項」第４号の要件を満たしていることを誓約するとともに、その他の入札に参加する者に必要な資格に関する事項の要件を満たしているので、次の添付書類とともに入札参加資格の確認を申請します。

TomasForceOCR スキャナ・管理端末等賃貸借仕様書

１．目的

本業務は、現行の TomasForceOCR スキャナ・管理端末について、機器の老朽化に伴う故障リスクに加え、故障時に交換部品の調達が困難となる可能性があるほか、OS（Windows 10）のサポートが終了していることから、当該 OCR スキャナ・管理端末を更新し、業務の安定的かつ継続的な運用を確保することを目的とする。

２．物品要件

売主及び売主からの調達金額は、次のとおりとする。

機器の仕様については、別紙１物品明細のとおりとする。

項目		詳細
売主	事業者名	ＴＯＰＰＡＮイクイップメント株式会社　サービスユニット
	所在地	広島県広島市南区松原町２番６２号　広島ＪＰビルディング１９Ｆ
	代表者	ユニット長　田中　健司
	担当者	岡田　仁志
	連絡先	TEL　06-4393-8112　FAX　06-4708-8027
売主からの調達金額		金　６，０８７，０００円（消費税及び地方消費税を含まない）

３．納品

納入期限

令和８年１２月３１日

納品場所

鳥取市役所本庁舎　２階　市民税課執務室

４．契約期間

令和９年１月１日から令和１３年１２月３１日までとする。

５．入札金額

月額とし、消費税及び地方消費税を含まない額とする。

６．契約の締結

(1)　本契約は、鳥取市、売主及び賃貸人の３者で締結するものとし、鳥取市は当該契約に基づく賃貸借料を賃貸人に支払うものとする。

(2)　地方自治法第２３４条の３に規定する長期継続契約に基づく賃貸借とする。

(3)　当該契約期間中であっても、当該契約に係る歳入歳出予算が減額または削除された場合、鳥取市は本契約を変更し、又は解除することができる。

(4)　賃貸借料の支払いは、別紙２　支払計画のとおりとする。

(5)　契約に基づく作業及び作業主体は別表のとおりとする。

(6)　契約期間満了後は、当該機器を賃貸人へ返還するものとする。返還後、賃貸人は記憶媒体のデータを復元できない方法により消去し、データ消去証明書を鳥取市へ提出すること。

７．その他

(1) 本契約に基づく業務で発生した廃棄物は全て売主が回収し、責任をもって適正処理すること。

(2) 本契約に基づく業務中に、市庁舎設備等を汚損した場合は、速やかに原状回復を行うこと。この際発生する費用については売主の負担とする。

(3) 動産総合保険は、賃貸人の負担とする。

(4) 賃貸人から売主への当該契約に基づく機器調達代金の支払期限は、売主と賃貸人が双方協議の上で決定すること。

(5) 納品遅延等により賃貸借開始日が変更となっても、賃貸借期間は賃貸借開始日から６０月とする。

(6) 仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた事項については、必要に応じて鳥取市、売主、賃貸人で協議を行い、対応を決定する。

【別表１ 】

作業名	内容	作業主体
機器の調達	本仕様に即した機器を仕入れる。	売主
	調達機器を購入する。	賃貸人
納品計画の確認	事前に納品機器の設定情報や納品場所、スケジュール等について確認する。	鳥取市、売主
機器の設定	本仕様に即した設定を行う。	売主
設定内容の確認	マスターとなる機器の動作確認を行う。	鳥取市、売主
機器の納品	設定を施した機器を指定された場所に納品する。	売主
	納品に際して発生した廃棄物を回収・適正に処理する。	
	「７．その他（2)」に基づく 原状回復を行う。	
機器の検査	指定場所への機器の納品を確認する。（売主からの報告によるものでも可）	鳥取市、売主
機器の引渡し	納品機器の引渡しを行う。	賃貸人
対価の支払い	賃貸人に本契約の対価を支払う。	鳥取市
機器の保守	物品明細に記載する保守に基づき、機器故障時の修理、部品交換その他必要な保守対応を行う。	売主
機器の回収	契約期間満了後、返還された機器を回収し、記憶媒体のデータを復元できない方法により消去し、データ消去証明書を鳥取市へ提出する。	賃貸人

この一覧に表示されない詳細な作業については、必要に応じて別途協議して決める。

別紙１物品明細

No	品名	数量	単位
1	TOM9500ex OCRスキャナ	1	式
	TOM9500ex-68スキャナ本体		
	イメージスキャナソフトウェア		
2	管理端末	1	式
	HP ProDesk 2 SFF G1i		
	Windows 11 Pro		
	Intel(R) Core(TM) i5-14400 (10C/最大4.7)		
	16GB(8GBx2) メモリ		
	512GB SSD		
	DVDライター		
	USBキーボード		
	USBマウス		
	Microsoft Excel		
	HP Series 3 Pro 324pv 23.8インチ FHD VAモニター		
	3年保守パック（当日訪問修理）		
3	搬入諸費	1	式
4	システム搬入支援費用	1	式

別紙2

支払計画

回数	年月分	支払金額		支払期限	備考
		賃貸借料 （消費税及び地方消費税を含む）	消費税及び地方消費税の額		
第1回	令和9年1月			請求を受理した日から30日以内	
第2回	令和9年2月				
第3回	令和9年3月				
第4回	令和9年4月				
第5回	令和9年5月				
第6回	令和9年6月				
第7回	令和9年7月				
第8回	令和9年8月				
第9回	令和9年9月				
第10回	令和9年10月				
第11回	令和9年11月				
第12回	令和9年12月				
第13回	令和10年1月				
第14回	令和10年2月				
第15回	令和10年3月				
第16回	令和10年4月				
第17回	令和10年5月				
第18回	令和10年6月				
第19回	令和10年7月				
第20回	令和10年8月				
第21回	令和10年9月				
第22回	令和10年10月				
第23回	令和10年11月				
第24回	令和10年12月				
第25回	令和11年1月				
第26回	令和11年2月				
第27回	令和11年3月				
第28回	令和11年4月				
第29回	令和11年5月				
第30回	令和11年6月				
第31回	令和11年7月				
第32回	令和11年8月				
第33回	令和11年9月				
第34回	令和11年10月				
第35回	令和11年11月				
第36回	令和11年12月				
第37回	令和12年1月				
第38回	令和12年2月				
第39回	令和12年3月				
第40回	令和12年4月				
第41回	令和12年5月				
第42回	令和12年6月				
第43回	令和12年7月				
第44回	令和12年8月				
第45回	令和12年9月				
第46回	令和12年10月				
第47回	令和12年11月				
第48回	令和12年12月				
第49回	令和13年1月				
第50回	令和13年2月				
第51回	令和13年3月				
第52回	令和13年4月				
第53回	令和13年5月				
第54回	令和13年6月				
第55回	令和13年7月				
第56回	令和13年8月				
第57回	令和13年9月				
第58回	令和13年10月				
第59回	令和13年11月				
第60回	令和13年12月				
合計					

賃　貸　借　契　約　書（長期継続契約）

１　物　　件　　ＴｏｍａｓＦｏｒｃｅＯＣＲスキャナ・管理端末等賃貸借

２　設　置　場　所　　鳥取市役所本庁舎２階市民税課執務室

３　賃貸借料（月額）　　金　　円
（うち消費税及び地方消費税の額　金　　円）

４　賃 貸 借 期 間　　令和９年１月１日 から 令和１３年１２月３１日まで

５　賃貸借期間満了後の措置　　返還

６　契 約 保 証 金　　免除

上記の賃貸借について、賃借人、賃貸人及び売主は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の締結を証するため、本書３通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　　月　　日

賃借人　住所又は所在地　　鳥取市幸町７１番地
商号又は名称　　鳥取市
代表者名又は氏名　鳥取市長　深澤　義彦

賃貸人　住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

売　主　住所又は所在地　　広島県広島市南区松原町２番６２号
広島ＪＰビルディング１９Ｆ
商号又は名称　　ＴＯＰＰＡＮイクイップメント　株式会社
サービスユニット
代表者名又は氏名　ユニット長　田中　健司

賃 貸 借 契 約 約 款

（総則）

第１条　賃借人（以下「甲」という。）、賃貸人（以下「乙」という。）及び売主は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、設計書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　乙は、売主から契約書記載の物件（以下「物件」という。）を買い受け甲に賃貸し、甲は、これを借り受ける。

３　甲は、契約書記載の賃貸借期間中、乙に契約書記載の賃借料を支払う。

４　乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

５　この契約に定める請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

７　この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第51号）に定めるところによる。

９　この契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

10　この契約は、日本国の法令に準拠する。

11　この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所に行う。

（賃貸借期間）

第２条　賃貸借期間は、契約書記載の賃貸借期間とし、乙は、賃貸借開始日までに物件を引渡さなければならない。

（物件の検査及び引渡）

第３条　甲は、売主から物件の納入を受けた後、10日以内にこれを検査し、物件が契約の内容に適合していることを確認した後に引渡しを受ける。

２　納入された物件が前項の確認に合格しないときは、売主は、直ちに当該物件の修補又は取替えをして再度甲の検査を受けなければならない。

（設置及び返還費用の負担）

第４条　物件の設置及びこの契約が終了した際の物件の返還に要する費用は、この契約で別に定めのある場合を除いて、乙の負担とする。

２　乙が、返還に係る費用を負担することとされている場合において、乙の責めに帰すべき理由により物件の撤去が遅滞した場合は、甲は物件を撤去し、その費用を乙に請求することができる。

（損害保険）

第５条　乙は、賃貸借期間中、乙を保険契約者とする動産総合保険契約を、乙の負担により、乙の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新しなければならない。ただし、この契約が、既に締結している賃貸借契約の賃貸借期間満了後に物件の全部又は一部を再度賃貸借する契約であって、甲の承諾がある場合は、この限りでない。

（権利義務の譲渡等）

第６条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（物件の保管及び使用方法）

第７条　甲は、物件に付されている乙の所有権を明示する表示又は標識等を汚損し、又は取り除いてはならない。

２　甲は、契約書記載の設置場所（以下「設置場所」という。）において、物件を保管又は使用するものとし、これを変更する場合には、乙の承諾を得なければならない。

３　物件の保管及び使用によって、第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を賠償しなければならない。

（物件の保守等）

第８条　甲は、善良な管理者の注意をもって、物件を保管又は使用するものとし、その本来の用法に反して使用し、又は甲の通常の業務の範囲以外に使用してはならない。

２　甲は、物件が常に正常な機能を果たす状態を保つための保守、修理及び点検等（以下「保守等」という。）を必要に応じて行い、その費用を負担する。

３　この契約で、物件の保守等について仕様書等で別に定めがある場合は、常にこの物件の機能を十分に発揮させるため、必要な保守等を当該仕様書等に基づき乙の負担で行うものとし、前項は適用しない。

（契約不適合責任）

第９条　納入された物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、乙は、甲に対して、売主に対する物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる権利及び損害の賠償を請求できる権利を譲渡するものとする。ただし、売主は、甲に不相応な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項の契約不適合が、甲の責めに帰すべき事由によるものである場合は、甲は履行の追完及び損害賠償を請求する

ことができない。ただし、売主がそのことを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3　第1項に定める履行の追完の請求及び損害賠償請求を行うことのできる期間は、賃貸借開始日から1年とする。ただし、契約不適合が売主の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は5年とする。

（準用）

第9条の2　前条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに催告による解除及び催告によらない解除権の行使についても準用する。

（物件の現状変更）

第10条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙の承諾を受けなければならない。

⑴　物件に他の物件を付着させようとするとき。

⑵　物件の改造又は模様替えをしようとするとき。

⑶　物件の性能、機能、品質等を変更しようとするとき。

（物件の譲渡等の禁止）

第11条　甲は、物件を他に譲渡し、若しくは第三者に使用させ、又はその他乙の所有権を侵害するような行為をしてはならない。ただし、乙の承諾を得た場合はこの限りでない。

（物件の調査）

第12条　乙は、契約期間中、甲の承諾を得て、物件の設置場所に立ち入って、物件の現状、運転及び保管状況を調査することができる。

（物件の滅失又は毀損）

第13条　物件の返還までに生じた物件の滅失又は毀損については、甲がその責めを負うものとする。ただし、通常の損耗及び減耗は、この限りでない。

2　物件が毀損したときは、甲乙協議の上、次の各号のいずれかの措置をとるものとし、その費用（第5条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）は、甲が負担する。この場合においては、この契約はなんらの変更もなくそのまま継続する。

⑴　物件を完全な状態に復元又は修理する。

⑵　物件と同等な状態又は性能の同種物件と取り替える。

3　物件の一部又は全部が滅失したときは、甲は、その損害（第5条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）を賠償しなければならない。

4　前項の場合においては、当該損害金の支払完了と同時にこの契約は終了する。ただし、物件が複数ある場合において、その一部が滅失した場合は、当該滅失した物件に対応する部分の契約のみ終了する。

5　前4項の規定にかかわらず、物件の滅失又は毀損の原因が、天災その他甲乙の双方の責めに帰すことができないものである場合は、甲乙協議して定める。

（賃借料）

第14条　乙は、この契約に定めるところにより、甲に賃借料の支払を請求することができる。

2　賃借料は、賃貸借期間中の暦月を単位として毎月請求するものとする。

3　この契約の履行の完了部分が1か月に満たないとき、又は乙の責めに帰すべき理由により、物件を使用できない期間があったときは、賃借料を履行日数で日割計算した額を支払う。

4　甲は、前3項の規定により請求を受けたときは、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に、賃借料を支払わなければならない。

5　この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、甲は、この契約をなんら変更することなく賃借料に相当額を加減して支払う。

（物件の返還）

第15条　賃貸借期間が満了したときは、契約書記載の措置に従って、速やかに物件の返還又は所有権移転の手続きを行わなければならない。ただし、物件を返還するとされている場合において、甲は、乙に物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。

2　物件を返還するとされている場合において、甲は、この契約が終了したときは、仕様書等で別に定めのある場合を除いて契約終了時の状態で乙に返還する。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第16条　乙の責めに帰すべき理由により、賃貸借開始日までに物件の引渡しを完了しない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、賃貸借期間中の賃借料の総額（以下「賃借料の総額」という。）につき遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額とする。

3　甲の責めに帰すべき理由により、第14条の規定による賃借料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（甲の解除権）

第17条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

⑴　正当な理由なく、賃貸借開始日までに物件の引渡しをせ

ず、又は賃貸借開始日経過後相当の期間内に引渡しを完了する見込みがないとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

⑶　第22条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2　乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、賃借料の総額（この契約の一部の履行があったときは、これに相当する金額を控除した額とする。）の10分の1以内において甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第18条　甲は、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員または使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めたときは、この契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

⑴　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為

⑵　刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条に規定する行為

2　第17条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

第19条　甲は、乙又はその経営幹部（役員又は支店若しくは営業所（常時の請負契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において甲は、解除により乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

⑴　乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

⑵　乙（乙が法人の場合にあっては、その経営幹部）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき（顧問等に就任するなど事実上、経営に参加している場合を含む。）。

⑶　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は代理人、受託者等として使用しているとき。

⑷　その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他財産上の利益を与えたとき。

⑸　その相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、友人又は知人として会食、遊技、旅行等を共にし、又はパーティー等に招待し、若しくは招待されて同席すること等の密接な交際をしたとき（乙が法人の場合にあっては、その経営幹部が行うものに限る。）。

⑹　乙（乙が法人の場合にあっては、その経営幹部）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員に便宜を供与したとき。

⑺　この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第3号から前号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知りながら、これらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結したとき。

⑻　この契約に関して、暴力団若しくは暴力団員である者又は第3号から第6号までに掲げる行為のいずれかを行う者である事実を知らずに、これらの者を雇用し、又はこれらの者と物品の一部を請け負わせる契約、資材、原材料等を購入する契約その他の契約を締結した場合であって、甲が乙に対して解雇に係る手続き、契約の解除その他の適正な是正措置を求め、乙がこれに速やかに従わなかったとき。

2　乙は、甲が前項各号に掲げる事由の有無を確認するため、役員名簿その他の資料の提出を求めたときは、速やかに当該資料を提出しなければならない。

3　第17条第2項の規定は、第1項の規定により契約が解除された場合に準用する。

4　甲は、第1項第8号の規定により求めた是正措置を乙が行ったことにより乙に損害が生じても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

第20条　甲は、第17条第1項、第18条第1項又は前条第1項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第21条　本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳入歳出予算の当該賃借料について減額又は削除があった場合、甲はこの契約を変更又は解除することができる。

2　前項の規定により、甲がこの契約を変更又は解除したときは、解約金を乙に支払うものとする。ただし、金額については、甲乙協議して定める。

（乙の解除権）

第22条　乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2　乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 23 条　甲は、前 6 条の規定によりこの契約が解除された場合においては、この契約の履行の完了部分に相応する賃借料を乙に支払わなければならない。この場合において、この契約の履行の完了部分が 1 か月に満たないときは、賃借料を履行日数で日割計算した額をもって当該完了部分の賃借料とする。

（乙の賠償の予定）

第 24 条　乙は、乙がこの契約に関して第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の各号のいずれかに該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、賃借料の総額（乙が売主から物件を買い受けた額を控除する。以下本条において同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

2　前項の場合において、乙が第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の各号に規定する行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているときは、乙は、前項に規定する賃借料の総額の 10 分の 1 に相当する額のほか、賠償金として、賃借料の総額の 10 分の 1 に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

3　前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（売主の賠償の予定）

第 25 条　売主は、乙がこの契約に関して第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の各号のいずれかに該当する行為をしたと甲が認めたときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、乙が売主から物件を買い受けた額（以下本条において「購入額」という。）の 10 分の 1 に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

2　前項の場合において、乙が第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の各号に規定する行為を行っていない旨の誓約書を甲に提出しているときは、売主は、前項に規定する購入額の 10 分の 1 に相当する額のほか、賠償金として、購入額の 10 分の 1 に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が終了した後も同様とする。

3　前 2 項の規定は、甲に生じた実際の損害額がこれらの項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲が当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（相殺）

第 26 条　甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

（個人情報の保護）

第 27 条　売主は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約外の事項）

第 28 条　この約款に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和 39 年鳥取市規則第 3 号）の定めるところによるほか、必要に応じて、甲乙協議して定める。

別記　個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（使用者への周知）

第３　乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（適正な管理）

第４　乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（収集の制限）

第５　乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第６　乙は、委託業務を履行するにあたって知り得た情報を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製及び持ち出しの禁止）

第７　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複製（複写を含む。）し、又は甲の指定する場所以外に持ち出して使用してはならない。

（再委託の禁止）

第８　乙は、委託業務を遂行するために得た個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者（第三者が乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。)に取り扱わせてはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　乙は、前項ただし書の規定により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。)する場合、当該再委託を受ける者(以下「再委託先」という。)に対し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

３　乙は、再委託先の当該業務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約(以下「再委託契約」という。)の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

４　乙は、第２項の再委託を行う場合、再委託契約において、再委託先が委託契約約款及び特記事項を遵守するために必要な事項その他甲が指示する事項を規定するとともに、再委託契約先に対する必要かつ適切な監督、個人情報に関する適正な取扱い及び管理について、具体的に規定しなければならない。

５　乙は、第２項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

６　乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承諾なくして、個人情報をさらなる委託(請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。)により第三者(以下「再々委託先」という。)に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。

７　第１項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を再々委託する場合について準用する。

（資料等の返還等）

第９　乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

（報告及び検査）

第１０　甲は、必要があると認めるとき又はこの契約が終了したときは、乙に対し、委託業務に係る個人情報の取扱い及び管理の状況について報告を求め、又はその検査をすることができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、委託業務を行う場所及び個人情報を保管する施設その他情報を取り扱う場所で検査することができる。

３　乙は、甲から前２項の指示があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

（事故発生時における報告）

第11　乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害賠償）

第12　甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。